

客引き行為等禁止区域の指定について

1 客引き行為等禁止区域の指定にあたっての根拠規定及び条件

(1) 根拠規定 北九州市客引き行為等の適正化に関する条例第7条1項

(客引き行為等禁止区域の指定等)

第7条 市長は、全ての者が公共の場所を安全かつ快適に通行し、及び利用することができる環境を形成するため、特に客引き行為等を規制する必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定するものとする。

(2) 禁止区域を指定するにあたっての条件

禁止区域の指定については、客引き行為等の営業の自由を規制するものであることから、迷惑行為の実態などを考慮し、慎重に判断する必要があることを踏まえた上で、下記の条件を満たす区域から総合的に判断する。

- ①人の往来が多く、客引き行為等をする者が多数存在する区域（別紙1）
- ②客引き行為等を行う者が、つきまとう等の迷惑行為を行っている区域
- ③来街者の玄関口となる駅前等、交通機関の結節点であり、客引き行為等が行われることで、公共空間の安全な通行、快適利用の阻害及び著しく市のイメージダウンに繋がると考えられる区域
- ④当該区域内の地域団体から禁止区域の指定の要望がある区域
- ⑤当該区域内において地域団体による迷惑な客引き行為等をさせないために、市等と協働した取組が行われている区域

2 上記条件を踏まえた禁止区域（案）について（別紙2）

3 北九州市客引き行為等適正化推進協議会への意見聴取

(1) 根拠規定 北九州市客引き行為等の適正化に関する条例第7条2項

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第17条第1項の北九州市客引き行為等適正化推進協議会（同項を除き、以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。

(2) 禁止区域（案）に対する意見聴取結果

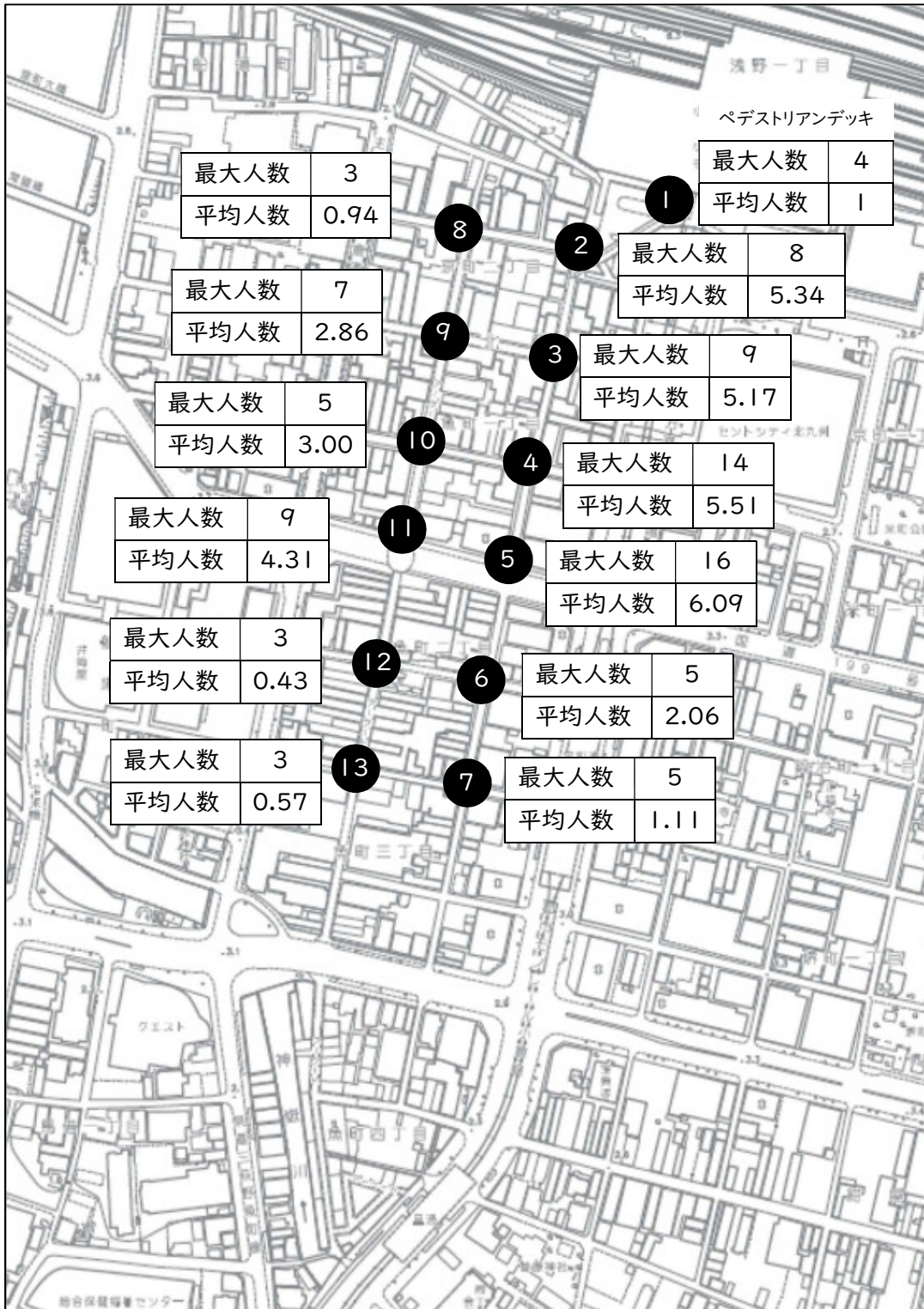
10月18日に実施した第1回協議会では、6人の委員中5人（1人欠席）が出席し、市が提示した禁止区域（案）について全員賛成の意見であった。

4 今後のスケジュール（予定）

| 日 程 | 内 容 |
|--------|---|
| 11月15日 | 禁止区域告示開始（約1か月） |
| 12月16日 | 条例全部施行 (罰則適用開始) |

客引き人数調査

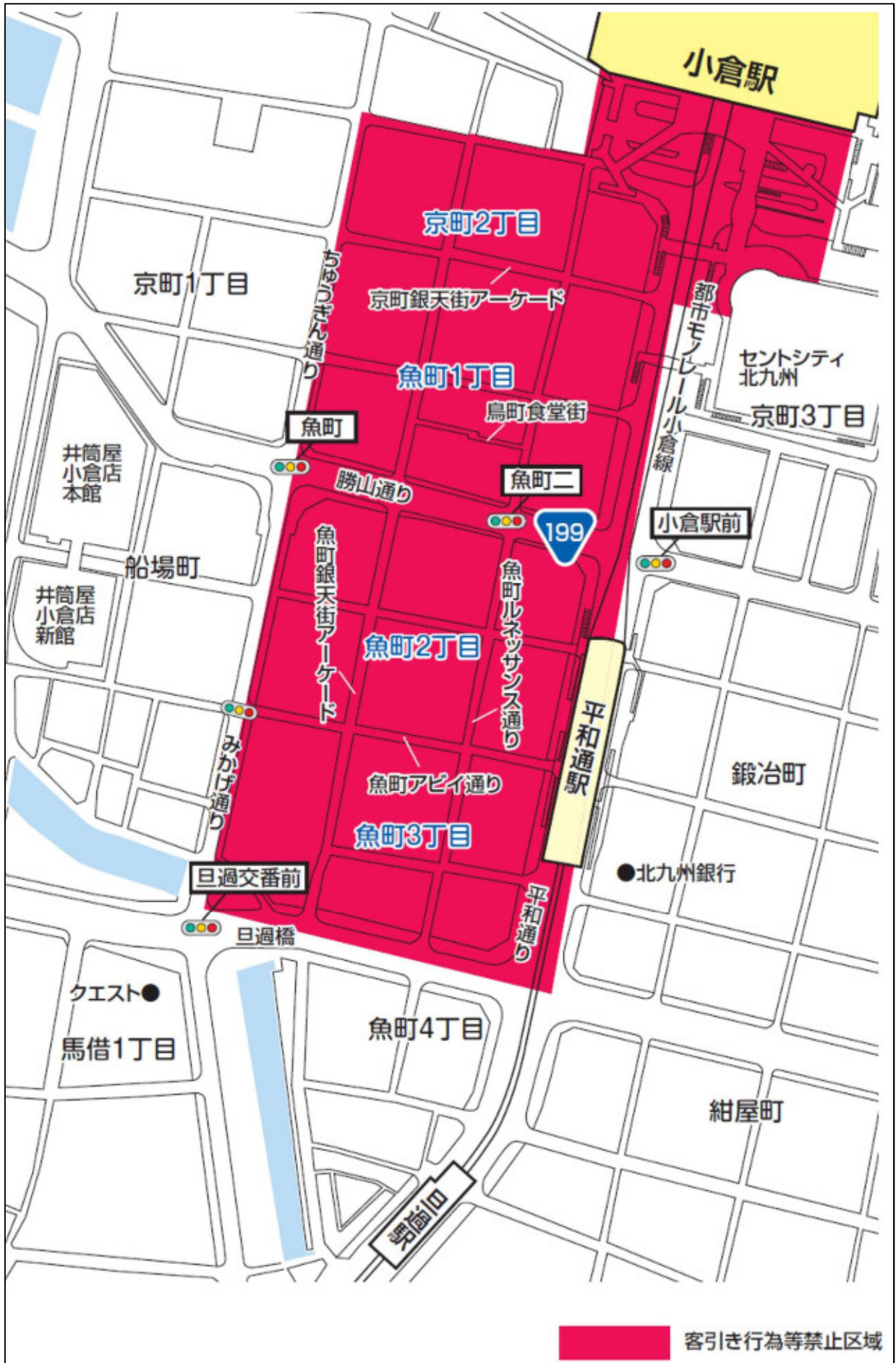
(単位:人)



【調査概要】

- ・令和4年9月2日～令和4年9月30日の各週金曜日の17:00～23:00まで1時間間隔で7回調査
<客引き人数について>
- ・調査期間内の客引き行為者の最大人数と平均人数を示したもの。

禁止区域(案)について



違反行為者に対する過料について

1 概要

禁止区域内の違反行為者への罰則（公表を除く）については、北九州市客引き行為等の適正化に関する条例第9条に基づく勧告、第10条に基づく命令を行い、さらに命令に従わない場合等には、第24条第1項に基づき過料を科すこととしている。

○根拠規定 北九州市客引き行為等の適正化に関する条例第24条第1項

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 正当な理由なく第10条の規定による命令に違反したとき。
～略～

○参考 地方自治法第14条第3項

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2 先行他都市（政令市）の過料の額

○11政令市中10政令市が法令上最高額の50,000円

| 札幌市 | 仙台市 | 千葉市 | 川崎市 | 静岡市 | 浜松市 | 名古屋市 | 京都市 | 大阪市 | 神戸市 ※1 | 熊本市 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----------|-------------------|
| 5万円 | 5万円 | 5万円 | 5万円 | 5万円 | 5万円 | 5万円 | 5万円 | 5万円 | 5万円 | 1万円～ 3万円 ※2 |

※1 神戸市は兵庫県条例で規定

※2 熊本市は1回目1万円、2回目2万円、3回目3万円

3 本市における過料の額

上記他都市の状況等を勘案して、本市における過料の額については、**50,000円** としたい。

STOP! 客引き!

客引き行為等の適正化に関する
条例が施行されました。

禁止区域内での
飲食店を含む全ての
客引き行為等が禁止となります。



禁止区域の指定について

⚠ 令和4年11月中旬に禁止区域を指定

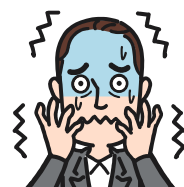
👉 禁止区域……小倉駅周辺(魚町、京町周辺)

⚠ 令和4年12月から禁止区域では、全ての客引き行為等が「禁止」

違反者に対する処罰

⚠ 5万円以下の過料

⚠ 氏名等の公表(インターネット上に公開)



▼ ▼ ▼ 詳しくは、裏面⁵をご覧ください。 ▼ ▼ ▼

禁止区域内では一切の 客引き行為等が禁止!!

禁止行為

客引き行為

不特定の者の中から
相手方を特定して
客となるよう勧誘する行為。
(キャッチ行為)

勧誘行為

不特定の者の中から
相手方を特定して役務に
従事するよう勧誘する行為。
(スカウト行為)

客待ち行為

公衆の目に触れるような
方法で客引き行為又は
役務勧誘行為の相手方と
なるべき者を待つ行為



☑ 客引き行為・勧誘行為とは・・・

道路等の公共の場所で、相手方を特定して、客となるようにもしくは、役務に従事するように誘う行為です。

ご不明な点がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡いただきますよう、お願いします。

禁止区域内では、全ての客引き行為等を **すること** **させること** が禁止となります。